

元気内灘地域応援クーポン券取扱店舗募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている町内の小規模事業者の経済活動を支援するとともに、町民の消費行動を喚起することにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活を支援するために、元気内灘地域応援クーポン券を取り扱う事業者を募集します。

2. 事業概要

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) クーポン券名称 | 元気内灘地域応援クーポン券（以下、「クーポン券」という。） |
| (2) 発行元 | 内灘町 |
| (3) クーポン券内容 | 1冊 5,000円（額面500円×10枚綴り） |
| (4) 交付対象者 | 町の住民基本台帳に記録されている世帯主（令和3年6月末） |
| (5) 発行総数 | 約11,200冊 |
| (6) 利用期間 | 令和3年8月1日（日）から令和4年1月31日（月）まで |
| (7) 手数料 | 取扱店舗登録にかかる登録料、換金手数料の負担なし |

3. 応募資格

内灘町内に店舗、事業所等を有し、次の(1)から(4)のいずれにも該当しない事業者とします。

- (1) チェーン展開をしている店舗のうち、スーパー、小売店、飲食店、大手ドラッグストア、大手コンビニエンスストア、又はそのフランチャイズ契約店（ただし、法人においては、町内に本店登記がある者、個人事業主においては、町内に住民登録を有する者を除く）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行っている事業者
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

4. 申込方法

- (1) 申し込みする事業者は、この募集要項の内容を理解し、同意したうえで、取扱店舗登録申込書（別記様式第1号）に所定の事項を記入し、次の宛先まで郵送又は持参してください。なお、令和2年度に実施した同事業において、既に登録された事業者につきましては、記載事項に変更がない限り申込を不要とします。
《宛先》〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1
内灘町 都市整備部 地域産業振興課 宛て
- (2) 申込期限は、令和4年1月31日（月）までです。
- (3) 内灘町内に複数店舗を有し、全ての店舗を取扱店舗として登録したい場合は、店舗ごとに申請してください。
- (4) 登録資格の審査後、取扱店舗登録認定書を交付します。

5. クーポン券の取扱いについて

- (1) 厳守事項
 - ア クーポン券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用できます。
 - イ クーポン券を現金に換金することはできません。
 - ウ 利用金額がクーポン券の額面に満たない場合でも釣銭は渡さないでください。
 - エ 利用期間を過ぎたクーポン券は無効となります。
- (2) 利用対象とならないもの
 - ア 不動産や金融商品
 - イ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
 - ウ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業において提供される役務
 - オ 国税、地方税や使用料などの公租公課

6. 取扱店舗の責務

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、内灘町が配布する掲示物等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認すること。
色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに町まで報告すること。

- (3) クーポン券を受け取った時は、他店での再使用を防止するために裏面の所定欄に取扱店名を記入又は押印すること。
- (4) クーポン券の交換、譲渡及び売買は行なわないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能とする。
- (5) クーポン券の利用期間中は、取扱店舗として事業を継続すること。
- (6) 利用者から受け取ったクーポン券は、換金時まで大切に保管すること。クーポン券の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失に対して、内灘町はその責を負わないものであること。

7. クーポン券の換金方法

- (1) クーポン券の換金をしようとする場合は、内灘町地域産業振興課窓口にて、使用されたクーポン券に元気内灘地域応援クーポン券換金申請書（元気内灘地域応援クーポン券事業実施要綱（令和3年内灘町告示第48号）別記様式第2号）を添え、換金の手続きを行ってください。
- (2) 換金の手続きの期限は令和4年2月15日（火）午後5時までとし、この期限を過ぎてからの換金には一切応じられないので注意してください。
- (3) 換金に係る手数料は無料とします。
- (4) 換金代金は、別表のスケジュールにより、取扱店舗登録申込書に記載された振込口座に、振り込む予定です。

<申込先・問い合わせ先>

内灘町 都市整備部 地域産業振興課

〒920-0292

河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL : 076-286-6708（直通）

FAX : 076-286-6709

別表 クーポン券換金スケジュール

回	換金代金振込予定日	換金手続き日		
1	8月31日(火)	8月2日(月)	～	8月13日(金)
2	9月15日(水)	8月16日(月)	～	8月31日(火)
3	9月30日(木)	9月1日(水)	～	9月15日(水)
4	10月15日(金)	9月16日(木)	～	9月30日(木)
5	10月29日(金)	10月1日(金)	～	10月15日(金)
6	11月15日(月)	10月18日(月)	～	10月29日(金)
7	11月30日(火)	11月1日(月)	～	11月15日(月)
8	12月15日(水)	11月16日(火)	～	11月30日(火)
9	12月24日(金)	12月1日(水)	～	12月14日(火)
10	1月14日(金)	12月15日(水)	～	12月28日(火)
11	1月31日(月)	1月4日(火)	～	1月14日(金)
12	2月15日(火)	1月17日(月)	～	1月31日(月)
13	2月28日(月)	2月1日(火)	～	2月15日(火)

- ・換金の手続きの受付は、令和3年8月2日(月)から令和4年2月15日(火)まで(土・日、祝日、休日、年末年始の閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで行うものとする。
- ・上記の振込予定日については、変更となることがあります。